

(1) 生活の再建

被災者向けの特別の金融支援等	生活福祉資金貸付の特例措置	○都道府県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付について、貸付対象を被災世帯にも拡大するとともに、償還期限を最大2年まで延長する等の貸付条件の緩和を行う特例措置を実施する。
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	○母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養している者等に対し、子どもが高等学校等に進学する際の資金等の貸付けを行っている。 被災による当該貸付けの増加及び激甚災害の指定地域の自治体に対する国庫貸付の増加(貸付率の嵩上げ(2/3⇒3/4))に伴い発生する費用に対応するもの。
医療保険制度等における一部負担や保険料の減免措置	医療保険者への財政支援	○令和元年台風第19号による災害救助法の適用市町村に住所を有する方々について、医療保険の窓口負担(一部負担金)及び保険料(税)減免の特別措置を実施することとし、このうち国保・後期高齢者医療においては医療保険者に対して財政支援をすることにより、医療保険事業の円滑・適正な運営を確保する。 ○医療機関等の窓口での一部負担金の免除等を実施している保険者は、国民健康保険では309市町村、36国民健康保険組合(うち猶予のみ1)、後期高齢者医療では14広域連合、被用者保険では協会けんぽが猶予及び免除を実施、599健保組合が猶予(猶予のみ)(令和元年11月1日時点)。
	介護保険利用料・保険料減免に対する財政支援	○令和元年台風第19号による災害救助法の適用対象市町村の介護保険の被保険者で、当該災害により著しい損害を受けた者について、市町村が介護保険料や介護サービスの利用料を減免した場合、減免により当該市町村の介護保険財政に負担が生じるため、発生した財政負担に対して、国が財政支援を行う。 ○14都県300市町村で実施意向を確認(令和元年11月6日時点)。
	障害福祉サービス等の利用者負担免除	○令和元年台風第19号の災害により被災した市町村等が障害福祉サービス等に係る利用者負担につき免除を行った場合は、この利用者負担相当額について、国がその全額を財政支援する。 ○13都県114市町村で実施意向を確認(令和元年11月6日時点)。
	児童入所施設等の利用者負担の減免	○児童入所施設等の利用者負担減免事業は、令和元年台風第19号の被災者に対し都道府県等が児童入所施設等の利用者負担の減免を行った場合において、都道府県等の負担を軽減することを目的に、都道府県等に対して減免に要する費用の補助を行う。
被災者の相談支援	被災者見守り・相談支援事業	○仮設住宅に入居する被災者等がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや日常生活上の相談支援、住民同士の交流の機会の提供等を行う。
	被災高齢者等把握事業	○令和元年台風第15号又は第19号で被災した在宅高齢者等について、介護支援専門員等の職能団体から派遣された専門職により、個別訪問等による現状把握を実施し、必要に応じ関係支援機関へつなぐとともに専門的な生活支援等の助言を実施する。3県51市町村で実施に向けて準備を進めている。
	被災地心のケア事業	○被災地の精神保健福祉センターにおいて心のケアの専門家を雇用し、被災地における相談支援や仮設住宅入居者等への訪問支援等を行う。 ○被災県において心のケアのニーズを把握するなど、事業の実施について検討中。
	被災した妊産婦や乳幼児等の心身の健康等への相談支援	○令和元年台風第15号又は第19号により被災した妊産婦及び乳幼児等に対して、保健師や助産師等による心身の健康等に関する相談支援や、乳幼児健診等の母子保健事業を行う体制の確保等を行う。
感染症防止	感染症予防事業	○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて行う感染症の発生予防及びまん延防止のために必要な措置を講じる事業(消毒、害虫駆除等)について、都道府県、政令市、特別区及び市町村に対して経費の一部を負担するもの。 ○令和元年10月13日付事務連絡で、消毒及び害虫等対策(ねずみ族、昆虫等駆除)の円滑かつ適切な実施を依頼するとともに、その費用については感染症予防事業費の対象とすることができることを各都道府県、保健所設置市、特別区宛に通知。 ○令和元年10月16日付事務連絡で、消毒液や委託業者の不足状況の把握及び調整を行うことを各都道府県、保健所設置市、特別区宛に依頼。

(2) 生業の再建

中小・小規模事業者の支援等	災害貸付の特例措置 (生活衛生資金貸付)	○株式会社日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)における特別貸付制度(金利引き下げ枠の拡大等)を実施予定。
	(独)福祉医療機構における災害復旧資金貸付の拡充	○被災した社会福祉施設及び医療関係施設等の早期復旧を支援するため、既往貸付に係る返済猶予期間の延長措置や水害からの復旧のための災害復旧資金貸付の拡充を行う。
被災地域の特別の雇用対策	雇用調整助成金の特例 (労働特会)	○令和元年台風第15号又は第19号による災害に伴う経済上の理由により休業等を余儀なくされた事業所の事業主に対して、雇用調整助成金の特例措置を実施。 【要件の緩和(10月21日施行)】 ① 生産指標の確認期間を3か月から1か月へ短縮する。 ② 災害発生日に起業後1年未満の事業主についても助成対象とする。 ③ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする。 【助成率の引き上げ等(台風第19号に関し10月30日施行)】 ④ 休業を実施した場合の助成率を引き上げる。 (中小企業:2/3から4/5へ)(大企業:1/2から2/3へ) ⑤ 支給限度日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長する。等 ※④⑤については14都県で実施。
	雇用保険の基本手当の特例 (労働特会)	○事業所が災害で休業したことにより、労働者が一時離職した場合に基本手当を支給する災害特例を実施(10月12日以降順次)。 ○事業所が災害で休業したことにより、労働者が休業し賃金を受け取れない場合に基本手当を支給する激甚特例を実施(11月1日政令公布、同日施行)。

(3) 災害応急復旧

災害復旧事業の迅速化	施設復旧 (水道施設、医療施設、保健衛生施設、高齢者福祉施設、障害者施設等、児童福祉施設)	○災害により被害を受けた水道施設、医療施設、社会福祉施設等の原形復旧等に要する事業費の一部を補助する。 ○医療施設等災害復旧費補助金交付要綱、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱などに基づき被災自治体からの協議を受付中。 ○災害復旧に係る補助金等の医療施設等向けの説明会開催を今後検討。 ○被災自治体からの協議書等の受付状況は以下のとおり(11月6日現在)。 ・水道施設108件(詳細は精査中) ・保健衛生施設は活用意向報告56件(詳細は精査中) ・障害者施設等45件(台風第19号は精査中) ・児童福祉施設100件(台風第19号は精査中) ・高齢者福祉施設65件(台風第19号は精査中) ・医療施設は活用意向報告45件(詳細は精査中)
------------	--	--